

第54号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出します。

令和6年6月13日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

賃貸借契約の解除に伴う損害賠償について、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、議決の必要がある。

和解及び損害賠償額の決定について

令和元年9月11日付けで締結した住民情報システム端末及びプリンタ機器等の賃貸借契約を中野区の申出により令和6年5月31日付けで解除したことに伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

記

1 当事者

甲 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社 J E C C

代表取締役 桑田始

乙 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

2 和解条件

- (1) 甲は、本件契約の解除により、住民情報システム端末及びプリンタ機器等の賃借料残額相当額の合計6,727,380円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件和解成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。